相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糟屋郡須恵町大字新原一二九番地
一、最後の住所福岡県古賀市青柳町二〇一番地一　被相続人　亡　川村　康治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年三月三十一日
福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一三番七号
西嶋ビル三階
相続財産管理人　弁護士　稲澤　勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港北区新吉田東五丁目一五一八番地八八、最後の住所神奈川県横浜市港北区綱島西四丁目一〇番二号アップルメイツ三〇三　被相続人　亡　進藤やす子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年三月三十一日
沖縄県名護市字宮里四五三番地の七　三階
なぎさ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中西　良一

無縁墳墓等改葬公告

墓地の適正な管理のため、無縁墳墓等について改葬し、墳墓等は処分することになりましたので、当該墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。
平成二十七年三月三十一日
一、墳墓等所在地　神奈川県川崎市中原区井田一丁目二〇番一号
一、墳墓等の名称　宗教法人善教寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍すべて不詳　田邊サダ、田邊松三、田邊一郎、柳下ユキ
一、改葬を行おうとする者　神奈川県川崎市中原区井田一丁目二〇番一号　宗教法人善教寺　代表社員　金子　寛哉

債権申出の公告

当社は、商法第四〇六条ノ三第一項の規定により平成元年十二月三日解散いたしましたが、この度残余財産処分の必要があり、平成二十六年九月四日、当職が清算人に選任されました（松山地方裁判所平成二十六年（ヒ）第八号）。
当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年三月三十一日
愛媛県松山市姫原三丁目八番二九号
四国住研株式会社
清算人　村上　亮二
連絡先　松山市道後緑台五番二一号　村上亮二法律事務所

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十七年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年三月三十一日
広島県三次市南畑敷町八七〇番地三八
サンエーグループ厚生年金基金
清算人　花岡　吉成

気仙沼市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。
一　気仙沼市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
宮城県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
気仙沼市営住宅条例（平成十八年気仙沼市条例第百四十九号）に掲げる市営住宅等
三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
平成二十七年四月一日から
平成二十八年三月三十一日まで
平成二十七年三月三十一日
仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
宮城県住宅供給公社
理事長　千葉　宇京

七ヶ浜町町営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。
一　七ヶ浜町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者
宮城県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う町営住宅等の名称
七ヶ浜町町営住宅条例（平成九年七ヶ浜町条例第四十一号）に掲げる町営住宅等
三　一で定める者が行う町営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。
四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間
平成二十七年四月一日から
平成二十八年三月三十一日まで
平成二十七年三月三十一日
仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
宮城県住宅供給公社
理事長　千葉　宇京

南三陸町町営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。
一　南三陸町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者
宮城県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う町営住宅等の名称
南三陸町町営住宅条例（平成十七年南三陸町条例第百五十三号）に掲げる町営住宅等
三　一で定める者が行う町営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。
四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間
平成二十七年四月一日から
平成二十八年三月三十一日まで
平成二十七年三月三十一日
仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
宮城県住宅供給公社
理事長　千葉　宇京

亘理町町営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。
一　亘理町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者
宮城県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う町営住宅等の名称
亘理町町営住宅条例（平成九年亘理町条例第二十一号）に掲げる町営住宅等
三　一で定める者が行う町営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。
四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間
平成二十七年四月一日から
平成三十年三月三十一日まで
平成二十七年三月三十一日
仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
宮城県住宅供給公社
理事長　千葉　宇京

第26期決算公告

平成27年3月31日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社東京エネルギーサービス
代表取締役　阿部　匠

貸借対照表の要旨
（平成26年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,221	流動負債	301
固定資産	1,535	負債合計	301
有形固定資産	1,233	株主資本	2,454
無形固定資産	18	資本金	490
投資その他の資産	282	利益剰余金	1,964
		利益準備金	79
		その他利益剰余金	1,884
		（うち当期純損失）	（12）
		純資産合計	2,454
資産合計	2,756	負債・純資産合計	2,756